

東温市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和2年9月15日

東温市監査委員 竹村俊一
同 山内数延

令和2年度定期監査（施設）結果報告書

1 監査の対象施設等

実施日	対象施設	実施場所
8月24日（月）	川上幼稚園	各施設
	川上小学校	
	川内中学校	
	よしいのこども館	
	南吉井保育所	
8月26日（水）	南吉井第二保育所	各施設
	拝志保育所	
	拝志小学校	
	上林小学校	

2 監査の方法

施設の維持管理、物品等の管理、公金等の管理等について、提出書類等に基づき、各施設で監査を行った。

3 監査の結果

(1) 施設の維持管理について

各施設とも、適正に管理されていたが、一部の小学校や保育所については、施設の老朽化に伴い修繕が必要となる箇所が多くなっており、早期に対応を講じていただきたい。

(2) 物品等の管理について

各施設とも、適正に管理されていたが、一部の小学校において、備品台帳の備品番号と標識の備品番号に不整合があったため、標識の修正を行い適正な管理をしていただきたい。

(3) 公金等の管理について

各施設とも、適正に管理されていた。

(4) その他

ア 小中学校の教職員が使用する机等の備品について、老朽化に伴い破損が見受けられるため、計画的な購入の検討をしていただきたい。

イ 大規模校・小規模校ならではの特色を生かした小学校づくりを推進していただきたい。

ウ 保育所・幼稚園等については、職員の確保に苦慮しているため、働きやすい環境づくりを行い職員の確保に努めていただきたい。

